## 平成十三年経済産業省令第八十四号

るべき事項を定める省令 資源の利用の促進に関する判断の基準とな衣類乾燥機の製造等の事業を行う者の再生

項を定める省令を次のように定める。 源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事 づき、衣類乾燥機の製造の事業を行う者の再生資 -法律第四十八号)第二十一条第一項の規定に基 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三

第一章 製造事業者の判断の基準となるべき事 (第一条—第十条)

一章 輸入販売事業者の判断の基準となるべ き事項 (第十一条—第十八条)

第一章 製造事業者の判断の基準となるべ 2

(原材料の工夫)

第一条 衣類乾燥機の製造の事業を行う者(以下 等の数の削減その他の措置を講ずるものとす 衣類乾燥機の部品等(部品又は部材をいう。以再生資源の利用を促進するため、筐体その他の 料を他の原材料から分離することが困難な部品 数の削減、再生資源としての利用が可能な原材 原材料の使用、部品等に使用する原材料の種類 下同じ。)への再生資源としての利用が可能な 「製造事業者」という。)は、衣類乾燥機に係る 3

(構造の工夫)

第二条 製造事業者は、衣類乾燥機に係る再生資 の他の部品等の取り外しの容易化、取っ手を取 するものとする。 の他の措置により、 り付けることその他の回収及び運搬の容易化そ 源の利用を促進するため、ねじの数量の削減そ 衣類乾燥機の処理を容易に 2

(分別のための工夫)

第三条 製造事業者は、衣類乾燥機に係る再生資 源の利用を促進するため、重量が百グラム以上 するものとする。 機に係る再生資源の利用のための分別を容易に 分別のための工夫を行うことにより、衣類乾燥 の合成樹脂製の部品等の材質名の表示その他の

(処理に係る安全性の確保)

第四条 製造事業者は、衣類乾燥機に係る再生資 源の利用を促進するため、原材料の毒性その他 性を確保するものとする。 の特性に配慮することにより、処理に係る安全 2

(安全性等の配慮)

|第五条 製造事業者は、前各条に規定する取組に 他の必要な事情に配慮するものとする。 より衣類乾燥機に係る再生資源の利用を促進す る際には、衣類乾燥機の安全性及び耐久性その

第六条 製造事業者は、衣類乾燥機に係る再生資 源の利用を促進するため、 図るものとする。 必要な技術の向上を

て、衣類乾燥機に係る再生資源の利用を促進す 第七条 製造事業者は、衣類乾燥機の設計に際し るため、第一条から第四条までに規定する取組 ものとする。 について、あらかじめ衣類乾燥機の評価を行う

価方法を定めるものとする。 乾燥機の種類ごとに評価項目、評価基準及び評 製造事業者は、前項の評価を行うため、衣類

必要な記録を行うものとする。 製造事業者は、第一項の評価を行うに際し、

(含有物質の管理)

|第八条||製造事業者は、衣類乾燥機に係る再生資 源の利用を促進するため、部品等に含有される る。 他の措置により当該物質を管理するものとす 別表に定める物質の種類及び含有率の把握その

(情報の提供)

第九条 製造事業者は、衣類乾燥機の構造、部品 情報の提供を行うものとする。 類乾燥機に係る再生資源の利用の促進に資する 等の取り外し方法、部品等の材質名その他の衣

0により行うものとする。 有される別表に定める物質の種類及び含有率に る再生資源の利用を促進するため、部品等に含 において、情報の提供は日本産業規格C095 関する情報の提供を行うものとする。この場合 (包装材の工夫) 製造事業者は、前項のほか、衣類乾燥機に係

第十条 製造事業者は、衣類乾燥機に係る包装材 な事情に配慮しつつ、再生資源としての利用が に関し、安全性、機能性、経済性その他の必要 使用するものとする。 容易な原材料又は再生資源を利用した原材料を

性その他の必要な事情に配慮しつつ、再生資源 生資源としての利用を促進するため、衣類乾燥 機に係る包装について、安全性、機能性、経済 製造事業者は、衣類乾燥機に係る包装材の再

> 分離することが容易な構造の採用、回収及び運 としての利用が可能な包装材を他の包装材から のとする。 搬が容易な構造の採用その他の措置を講ずるも

第二章 輸入販売事業者の判断の基準とな

(原材料の工夫) るべき事項

第十一条 自ら輸入した衣類乾燥機の販売の事業 資源としての利用が可能な原材料を他の原材料 るため、筐体その他の衣類乾燥機の部品等への の他の措置がなされた衣類乾燥機を自ら輸入し 部品等に使用する原材料の種類数の削減、再生 再生資源としての利用が可能な原材料の使用、 は、衣類乾燥機に係る再生資源の利用を促進す を行う者(以下「輸入販売事業者」という。) て販売するものとする。 から分離することが困難な部品等の数の削減そ

(構造の工夫)

第十二条 輸入販売事業者は、衣類乾燥機に係る 輸入して販売することにより、 易化その他の措置がなされた衣類乾燥機を自ら 手を取り付けることその他の回収及び運搬の容 理を容易にするものとする。 削減その他の部品等の取り外しの容易化、取っ 再生資源の利用を促進するため、ねじの数量の 衣類乾燥機の処

第十三条 輸入販売事業者は、衣類乾燥機に係る の他の分別のための工夫がなされた衣類乾燥機 機に係る再生資源の利用のための分別を容易に を自ら輸入して販売することにより、衣類乾燥 ム以上の合成樹脂製の部品等の材質名の表示そ 再生資源の利用を促進するため、重量が百グラ するものとする。 (分別のための工夫)

第十四条 輸入販売事業者は、衣類乾燥機に係る 再生資源の利用を促進するため、原材料の毒性 全性を確保するものとする。 ら輸入して販売することにより、 その他の特性に配慮がなされた衣類乾燥機を自 (処理に係る安全性の確保) 処理に

第十五条 輸入販売事業者は、衣類乾燥機 再生資源の利用を促進するため、 向上を図るものとする。

(知識の向上)

(事前評価)

第十六条 輸入販売事業者は、自ら輸入した衣類 乾燥機の販売に際して、衣類乾燥機に係る再生 資源の利用を促進するため、第十一条から第十

衣類乾燥機の評価を行うものとする。 四条までに規定する取組について、あらかじめ

- 2 び評価方法を定めるものとする。 衣類乾燥機の種類ごとに評価項目、評価基準及 輸入販売事業者は、前項の評価を行うため、
- (包装材の工夫) し、必要な記録を行うものとする。 輸入販売事業者は、第一項の評価を行うに際

第十七条 輸入販売事業者は、衣類乾燥機に係る 採用その他の措置がなされた包装材が使用され 易な構造の採用、回収及び運搬が容易な構造の 能な包装材を他の包装材から分離することが容 容易な原材料の使用、再生資源として利用が可 利用を促進するため、再生資源としての利用が 包装材に関し、安全性、機能性、経済性その他 た衣類乾燥機を自ら輸入して販売するものとす の必要な事情に配慮しつつ、再生資源としての

(準用)

第十八条 第五条、第八条及び第九条の規定は、 から第十四条まで」と読み替えるものとする。 輸入販売事業者に準用する。この場合におい て、第五条中「前各条」とあるのは「第十一条

る。 この省令は、平成十三年四月一日から施行す

附

(平成一八年四月二七日経済産業

省令第六〇号)

この省令は、平成十八年七月一日から施行す

別表(第八条、 施行する。 する法律の施行の日 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正 第一七号) 附 則 第九条、第十八条関係 (令和元年七月一日経済産業省令 (令和元年七月一日)

から

知 識 係 の				係る安	
六	五.	四	Ξ	_	_
ポリブロモジフェニルエーテル	ポリブロモビフェニル	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	水銀及びその化合物	鉛及びその化合物